

## 津島市地方就職支援金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、愛知県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び第2期津島市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、愛知県と共同して行う地方就職学生支援事業において、条件不利地域を除く東京圏内の大学を卒業した学生の市内への転入を伴う県内就職を支援するため、津島市地方就職支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付に関し、愛知県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業実施要領（令和6年4月1日実施。以下「県実施要領」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付対象者)

第2条 支援金の交付の対象となる者は、県実施要領第5の3(1)に規定する支援金の支給対象に該当する者とする。

### (支援金の額)

第3条 支援金は、就職する企業の内定後に、当該企業の就職活動（選考に係るもの（採用面接、採用試験等））に係る交通費を対象として、1人につき、1回限りの申請とし、次の各号に規定する額とする。なお、自家用車を使用した場合は交付対象外とする。

- (1) 実際に要した交通費の総額が24,000円以上の場合については12,000円
- (2) 実際に要した交通費の総額が24,000円に満たない場合は、要した交通費の総額の1/2以内（千円未満切り捨て）

### (交付の申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする者は、県実施要領第5の3(1)に規定する要件を確認できるものを添えて、卒業後に就職する企業の内定後から市長が定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 津島市地方就職支援金交付申請書（様式1）
- (2) 津島市地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項（様式1別紙1）
- (3) 愛知県及び津島市地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い（様式1別紙2）
- (4) 振込申出書（様式1別紙3）
- (5) 内定証明書（様式2）
- (6) 支援金の振込先がわかる預金通帳又はキャッシュカードの写し

- (7) 写真付き身分証明書の写し（例：運転免許証、個人番号カード、パスポート等）
- (8) 東京圏内に居住していることがわかる書類（例：住民票、賃貸住宅の賃貸借契約書（卒業年度の複数月の家賃の振込明細や引き落とし履歴を合わせて提出）、卒業年度の複数月の公共料金領収書等）
- (9) 在学証明書（卒業学年である確認がとれるもの。学年の記載がない場合には、発行済みの証明書に加筆・捺印（公印）すること。）
- (10) 支援金の対象となる内定先企業の選考内容（開催日時、場所）等が記載された案内（文書、メール等）
- (11) 内定先企業の選考に係る交通費の領収書（移動した日付、区間、金額がわかるもの）等

（交付の決定）

第5条 市長は、支援金の交付の申請があったときは、その内容を審査して交付の可否を決定し、津島市地方就職支援金交付決定通知書（様式3-1）又は津島市地方就職支援金不交付決定通知書（様式3-2）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（交付）

第6条 前条の規定により交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、市長が別に指定する日までに、津島市地方就職支援金請求書（様式4）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による交付の請求があったときは、市長は支援金を交付する。

（申請の取り下げ）

第7条 支援金の交付の申請をした者は、当該申請を取り下げるときは、遅滞なく、津島市地方就職支援金交付申請取下届出書（様式5）を市長に提出しなければならない。

（住居等の変更等）

第8条 交付決定者は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに、津島市地方就職支援金住居・勤務地等届出書【交付決定者用】（様式6-1）を市長に提出しなければならない。この場合において、第2号に該当するときは、その変更内容を証する書類を添付するものとする。

(1) 定期

支援金の交付の申請の日から起算して1年、3年又は5年を経過したとき。

(2) 随時

交付申請書に記載した内容に変更が生じたとき、又は変更が生ずることが分かったとき。

- 2 県実施要領第5の3(1)②に基づく交付決定者が就業する法人等は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに、津島市地方就職支援金住居・勤務地等届出書【就業先法人等用】(様式6-2)を市長に提出しなければならない。この場合において、第2号に該当するときは、その変更内容を証する書類を添付するものとする。

(1) 定期

支援金の交付の申請の日から起算して1年を経過したとき。

(2) 随時

交付申請書に添付した内定証明書の記載内容に変更が生じたとき、又は変更が生ずることが分かったとき。

(決定の取り消し)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第5条の規定による交付の決定の全部又は一部を取り消し、津島市地方就職支援金交付決定取消通知書(様式7)により当該交付決定者に通知するものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。

(2) 支援金の交付の申請の日から起算して5年以内の期間に市外に転出したとき。

(3) 支援金の交付の申請の日から起算して1年以内の期間にその就業した法人等の職を辞したとき(県実施要領第5の3(1)②に基づく交付決定者のみ)。

(支援金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により支援金の交付の決定を取り消した場合において、既に交付した支援金があるときは、津島市地方就職支援金返還通知書(様式8)により、当該交付決定者に通知するものとする。この場合において、返還すべき支援金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる場合以外の場合 支援金の額

(2) 前条第2号のうち支援金の交付の申請の日から起算して3年以上5年以内の期間に市外に転出した場合 支援金の額に2分の1を乗じて得た額

(支援金の返還の免除)

第11条 市長は、前条に規定する支援金を返還すべき事由が、交付決定者の就業した法人等の倒産、災害、交付決定者の病気その他やむを得ない事情によるものであると認めるときは、支援金の返還を免除することができるものとする。

2 支援金の返還の免除を受けようとする交付決定者は、津島市地方就職支援金返還免除申請書(様式9)に免除を受けようとする理由を証する書類を添えて、市長に提出することができる。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査して返還の免除の可否を決定し、愛知県地方就職支援金返還免除等同意申請書(様式10)により申請して愛知県知事の同意を得た上で、愛知県地方就職支援金返還免除等同意通知書(様式11-1)又は愛知県地方就職支援金返還免除等不同意通知書(様式11-2)により、当該申請をした交付決定者に通知するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。